平成２２年（フ）第１３２号
愛知県一宮市小信中島字西五反田９番地１
ピュアエステート102号
債務者　岩渕千加子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３号
京都府京丹後市網野町網野2227番地の２
債務者　前平　好将
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３４号
京都府京丹後市峰山町古殿50番地、前住所京都府与謝郡与謝野町字明石398番地２
債務者　田中　利秋
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３３８号
大阪府阪南市和泉鳥取660番地
債務者　内田　春光
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
神戸市須磨区千守町１丁目５番18号林ビル５－Ａ
債務者　木村由美子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９９号
神戸市東灘区魚崎北町４丁目14番18―402号
債務者　本野　　誉
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５２号
香川県高松市松縄町27番地10
債務者　富田　祥文
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５２１号
香川県高松市松縄町27番地10
債務者　富田佳津枝
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５号
香川県高松市上之町３丁目５番１号
債務者　堀　　清美
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５３３号
仙台市泉区将監６丁目４番33―11号
債務者　鹿野　克子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
宮城県名取市大手町３丁目１番地の１　ハイライズＳＴ101号
債務者　本田　孝志
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
福島県伊達市梁川町大字二野袋字古内19番地、住民票上の住所福島市南沢又字熊ノ辻12番地の６　ハイツ渡辺101号
債務者　菊池　孝広
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
茨城県高萩市大字下手綱1974番地の７
債務者　渡邉　　剛
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９号
茨城県高萩市大字下手綱1974番地の７
債務者　渡邉　　和
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４６号
茨城県日立市折笠町１丁目２番11号、前住所茨城県日立市川尻町６丁目４番17―203号
債務者　木村　弥生（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６１号
茨城県日立市滑川町２丁目９番５号、前住所茨城県日立市東金沢町２丁目４番23―201号
債務者　金子　真次
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６３号
茨城県日立市諏訪町２丁目３番６号
債務者　折内　良美
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部